

茂原商工会議所会員限定シェア社宅「会議所荘」利用企業募集要項

会員企業の皆様の「採用力強化」と福利厚生充実による「離職率低減」、企業と会議所が協力し、茂原市外からの当市中心市街地への移住促進を図ることを目的に「茂原商工会議所会員限定シェア社宅「会議所荘」」の利用企業を募集いたします。

1. シェア社宅「会議所荘」の概要

(1) 「会議所荘」の所在地（令和5年10月1日現在）

1号室 千葉県茂原市早野3049-1（茂原駅徒歩10分）

2号室 千葉県茂原市町保3-161（茂原駅徒歩6分）

3号室 千葉県茂原市高師94-4（茂原駅徒歩14分）

4号室 千葉県茂原市茂原868（茂原駅徒歩10分）

5号室 千葉県茂原市町保22（茂原駅徒歩7分）

6号室 千葉県茂原市高師366-7（茂原駅徒歩10分）

※お部屋のタイプは変更になる場合があります。最新情報はHPでご確認ください。

(2) 募集企業数 6社以内

(3) 貸主 茂原商工会議所

(4) 指定管理者 株式会社エムビレッジ（マルモト不動産）

(5) 入居可能日 令和5年10月20日（金）

(6) 利用期間 利用開始から1年間

※継続して利用する場合は、物件所有者と再契約を結んでいただきます

2. 「会議所荘」のタイプ

①単身世帯向けアパート（1K 3部屋、2DK3部屋）※駐車場1台完備

②月額家賃18,500円～25,500円（部屋タイプによる）+敷金50,000円

各部屋の詳細は別紙をご確認ください ※契約には別途費用が掛かります

3. 「会議所荘」利用資格・入居者要件

①利用申し込み時点において茂原商工会議所への入会期間が半年以上あり、地区内で1年以上事業実績がある会員企業

②入居させる従業員が次の全ての要件に該当するものであること

ア. 入居日時点で申し込み企業との間に雇用契約を結んでいること

イ. 入居前の居住地が茂原市以外の自治体であること

ウ. 入居しようとする者又は現に同居し、もしくは同居しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当しないこと

エ. 入居後に居住用としてのみ使用すること。

4. 「会議所荘」利用に当たっての注意事項

入居に当たっては、当賃貸住宅について必要な注意を払い、正常な状態に維持していただくようお願いいたします。入居者の責めに帰すべき事由によって当賃貸住宅を滅失またはき損したときは、

利用企業の責任の下これを原状に復すか、そのための費用を賠償していただきます。

5. 「会議所荘」入居の申込期間及び場所

- (1) 申込期間 令和5年10月1日～令和5年10月10日
- (2) 申込場所 〒297-0026 千葉県茂原市茂原4-4-3 茂原商工会議所中小企業相談所
- (3) 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し、FAXまたはメールにてお申込みください。
Fax: 0475-23-7895 / Mail :hsakuma@mobara-cci.or.jp

6. 「会議所荘」利用企業の選考方法

会員企業から「会議所荘」利用申し込みがあった場合は、「シェア社宅運営委員会」による厳正な審査を行い、利用の可否を決定します。

7. その他 契約書等の書類が整いしだい入居日を確定します。

茂原商工会議所会員限定シェア社宅「会議所荘」利用申込書

茂原商工会議所シェア社宅運営委員会 御中

令和 年 月 日

当社は、茂原商工会議所会員限定シェア社宅「会議所荘」利用募集要項の内容を遵守し、下記の通り申し込みます。

事業所名			
代表者	印		
所在地	〒		
TEL		FAX	
ご担当者名		部署・役職	
入居希望 部屋番号	号室	入居希望日	月 日頃希望